四　毒素（免疫毒素を除く。）であって、アブリン、ウェルシュ菌毒素、ＨＴ－二トキシン、黄色ブドウ球菌毒素、コノトキシン、コレラ毒素、赤痢菌毒素、Ｔ－二トキシン、テトロドトキシン、ベロ毒素及び志賀毒素様リボゾーム不活化蛋白質、ボツリヌス毒素又はミクロシスチン

五　細菌又は菌類であって、コクリオボールス・ミヤベアヌス、コレトトリクム・コフェアヌム・バラエティー・ビルランス、ザントモナス・アルビリネアンス、ザントモナス・オリゼ・パソバー・オリゼ、ザントモナス・キャンペストリス・パソバー・シトリ、ピリキュラリア・オリゼ、ピリキュラリア・グリセア、プクシニア・グラミニス、プクシニア・ストリイフォルミス又はミクロシクルス・ウレイ

六　第二号、第三号若しくは前号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は第四号若しくは前条第一項第一号リ若しくはヌに該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有する遺伝子（染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン及びベクターを含む。）

七　第二号、第三号若しくは第五号に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は第四号若しくは前条第一項第一号リ若しくはヌに該当するものを産出させる核酸の塩基配列を有するように遺伝子を改変した生物（微生物を含む。）

2　検査法施行令別表の三の項（二）の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　物理的封じ込めに用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　物理的封じ込めのレベルがＰ三又はＰ四である施設用及び内蔵型の高性能粒子補足器フィルター用の装置

ロ　クラス－Ⅲ安全キャビネットの有する物理的封じ込めの機能と同等の機能を有するアイソレータ（軟膜式アイソレータ、ドライボックス、嫌気性チャンバー、グローブボックス及びラミナ気流式フードを含む。）

ハ　幅が二・五メートル以上であり、かつ、当該装置への出入りができるものであって、床に取り付けることが可能なもの

二　発酵槽であって、次のいずれかに該当するもの

イ　密閉式のものであって、容量が一〇〇リットル以上のもの

ロ　化合処理を特別に促進し、又は混合用に使用するために設計したものであって、容量が二〇リットル未満のもの

ハ　生物学的物質に使用できるものであって、容量が一〇リットル以上二〇リットル以下のもの

三　連続式の遠心分離機であって、次のイからニまでのすべてに該当するもの

イ　流量が一時間につき一〇〇リットルを超えるもの

ロ　研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの

ハ　メカニカルシールで軸封をしているもの

ニ　定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

四　バッチ式の遠心分離機であって、容量が四リットル以上のローターを有するもの

五　クロスフローろ過用の装置であって、次のイ及びロに該当するもの

イ　有効ろ過面積の合計が五平方メートル以上のもの

ロ　定置した状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの